

令和7年度における万博国際交流プログラム推進のための
地方財政措置の考え方について

令和7年1月23日
内閣官房国際博覧会推進本部事務局
総務省自治行政局国際室

万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定。以下「要綱」という。）に基づく令和7年度の地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

1. 対象団体

要綱第3（3）に基づき、万博国際交流自治体として登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）のうち内閣官房事業による支援対象団体¹以外の団体

2. 対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「万博関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組（内閣官房事業を通じて実施する対象国・地域との取組を除く）であって、地域経済の振興や青少年の育成を図ろうとするものに要する経費（一般職員の旅費など行政の内部管理経費及び食糧費等個人に直接利益を及ぼす経費²は対象外）

- ・万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者
- ・万博参加国・地域の関係者
- ・万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者

<例>

- 万博関係者との交流に要する経費
 - －万博関係者の招へいに要する経費
 - －万博のテーマに関連した相手国の文化体験、相手国にまつわる各種イベント、講演会等の開催経費
 - －万博関係者に万博国際交流自治体の魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費
 - －万博国際交流自治体と相手国の青少年等との交流に要する経費

¹ 外務省ホームページ上の地域区分におけるアフリカ、中東、中南米、大洋州島嶼国（オーストラリア連邦を除く）との交流を行う団体及び令和6年能登半島地震被災地域の自治体。

² 万博会場へのチケット取得に係る費用は「個人に直接利益を及ぼす経費」に含まれる。

3. 地方財政措置（特別交付税措置）の算定額
対象経費の一般財源合計額の2分の1

（別紙） 特別交付税の対象経費等について

(別紙)

特別交付税の対象経費等について

万博国際交流プログラムとして認められる経費は次のとおりです。

区分	経費区分	内容
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費・日当 ※相手国関係者等の交流相手の招へいに係る経費 ※自治体住民の交流に伴う相手国への海外渡航に係る経費 (職員旅費は対象外)
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料等)
	謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等)
	借料及び損料	事業を行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費 ※地域PR品等は事業費として認めない
	外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの (例) 通信運搬費(郵便料、運送代等)

※ 一般職員の旅費など行政の内部管理経費及び食糧費等個人に直接利益を及ぼす経費(万博会場へのチケット取得に係る費用を含む。)は対象外。

万博国際交流プログラムに登録された自治体には、相手国との折衝状況や、当該年度に行う交流事業の内容とその見込額について調査を実施します。(実施時期は、4～6月頃を想定)

この調査で回答のあった交流事業費と、総務省が行う特別交付税に係る調査への回答(事業費)は、同じ金額となるようご注意ください。

なお、特別交付税は、事業費のうち一般財源負担額が算定対象となります。